

消防危第105号  
令和6年4月26日

各都道府県知事  
各指定都市市長

} 殿

消防庁長官  
(公印省略)

### 令和6年度「危険物安全週間」の実施について

危険物行政の推進につきましては、かねてより特段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しているところです。

令和6年度につきましても、別添「危険物安全週間実施要綱」（平成2年1月19日付け消防危第3号）に基づき、下記のとおり実施いたします。

貴職におかれましては、同週間を推進するための諸事項が効果的に実施されますよう格段の御配慮をお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知されますよう重ねてお願いいたします。

### 記

#### 1 目的

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため「危険物安全週間」を設けるものとする。

#### 2 期間

令和6年6月2日（日）から6月8日（土）までの7日間

#### 3 主催等

##### (1) 主催

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会及び(一財)全国危険物安全協会

##### (2) 協賛

危険物保安技術協会、(一財)消防試験研究センター、石油連盟、全国石油商業組合連合会、電気事業連合会、(一社)日本化学工業協会及び日本ガソリン計量機工業会

#### 4 実施方針

- (1) 消防庁、都道府県、市町村、(一財)全国危険物安全協会(都道府県危険物安全協会連合会、地区危険物安全協会)その他関係団体の緊密な協力により、危険物の保安の確保に関する広報等を、地域の実情に応じて実施するものとする。
- (2) 「危険物等に係る事故防止対策の推進について」(令和6年3月25日付け消防危第71号)に基づき、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえ、各地域の事故防止に係る取組みを積極的に実施するものとする。

#### 5 実施事項

都道府県、市町村等は、地域の実情に応じて、以下の実施事項に取り組むこと。

##### (1) 実施の重点

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進
- イ 危険物に関する知識の啓発普及
- ウ 危険物保安功労者の表彰

##### (2) 上記の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進  
危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていくこと。
- イ 危険物に関する知識の啓発普及  
新聞、広告紙、インターネット等による広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識を啓発するとともに、危険物の取扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識を周知していくこと。
- ウ 危険物保安功労者の表彰  
危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行うこと。

#### 6 実施行事等

##### (1) 令和6年度危険物安全大会

- ア 期日 令和6年6月3日(月)
- イ 場所 ニッショーホール(東京都港区東新橋1-1-19)
- ウ 危険物保安功労者等表彰式  
危険物保安功労者表彰、優良危険物関係事業所表彰、危険物安全週間推進標語表彰、危険物事故防止対策論文表彰

##### (2) 危険物安全週間推進標語

- ア 応募点数 10,003作品

イ 最優秀作 次世代へ つなごう無事故と 青い地球<sup>ほし</sup>  
青木 佑 (秋田県)

(3) 危険物安全週間推進ポスター

ア モデル 野口 聡一 (宇宙飛行士)

イ 危険物安全週間推進標語の最優秀作を刷り込んだポスターを作成し、全国の危険物関係事業所、消防機関等に配布する。

(4) 危険物事故防止対策論文

ア 応募総数 6編

イ 消防庁長官表彰受賞者・作品

氏名 (所属) 大野山 翔二 (堺市消防局 危険物保安課)

坂口 勝 (堺市消防局 西消防署)

作品 特定屋外貯蔵タンクの破損事故からの提言

～Fault Tree Analysis (FTA) による事故  
原因究明のすすめ～

## 危険物安全週間実施要綱

## 1 目 的

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、「危険物安全週間」を設けるものとする。

## 2 期 間

6月の第2週（日曜日から土曜日までの7日間）とする。

## 3 主 催

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会

## 4 協 賛

危険物関係諸団体

## 5 実施方針

国、都道府県、市町村、（一財）全国危険物安全協会（都道府県危険物安全協会連合会、地区危険物安全協会）、その他関係団体の緊密な協力により、危険物の保安の確保に関する広報等を行うとともに、危険物安全週間の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の実情に応じ、同週間のいずれかの日において実施するものとする。

## (1) 実施の重点

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進
- イ 危険物に関する知識の啓発普及
- ウ 危険物保安功劳者の表彰

## (2) 実施する行事等

- ア 講演会、研修会等の開催
- イ 危険物の安全に関する標語等の募集
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報紙等を通じた危険物の保安の確保の重要性に関する広報、啓発活動の実施
- エ 危険物についてのパンフレット等の配付
- オ 全国の消防機関による危険物関係事業所等に対する査察の実施
- カ 危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防訓練の実施
- キ 危険物保安功劳者の表彰
- ク 優良危険物関係事業所の表彰
- ケ その他